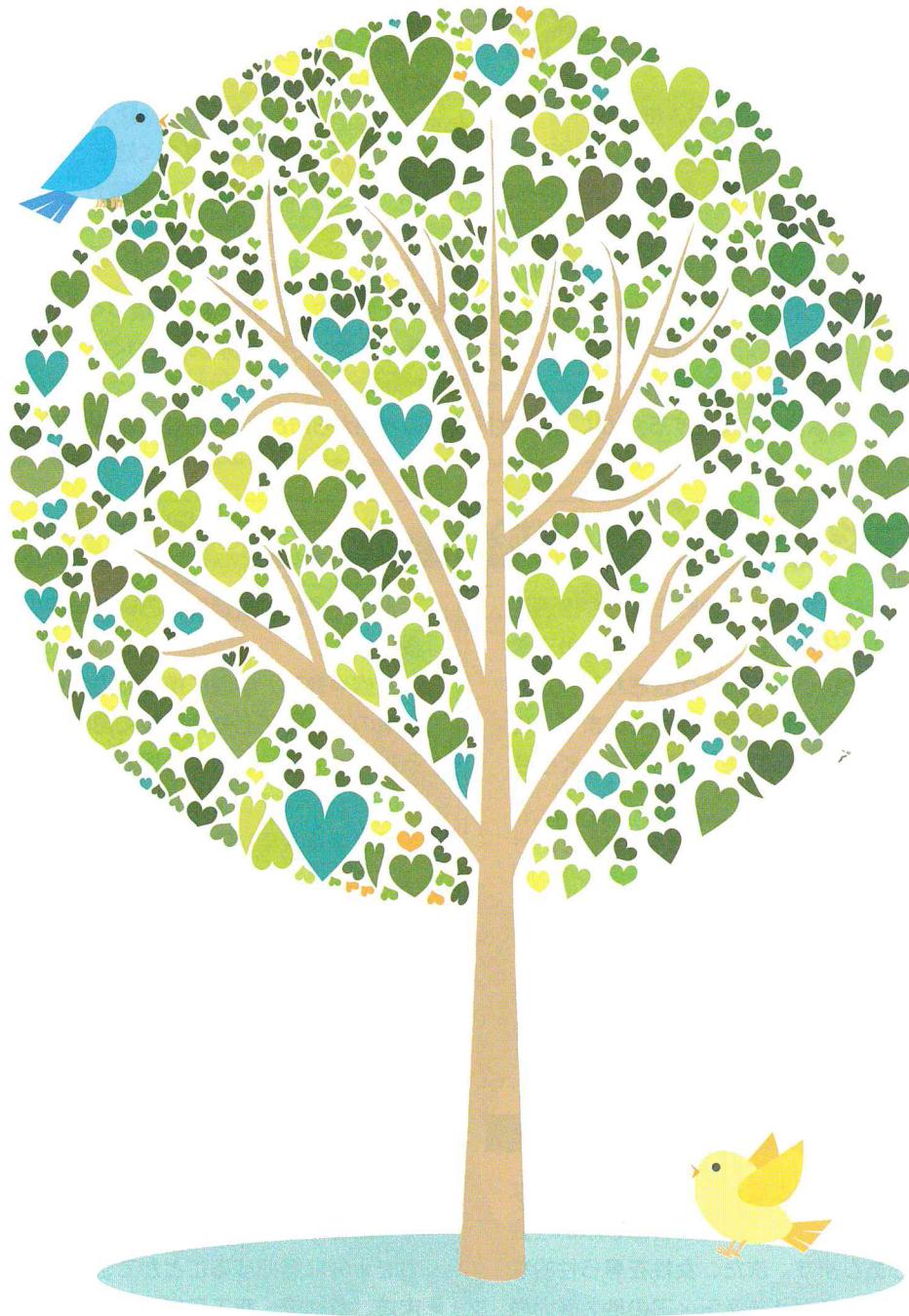


男女共同参画情報誌

# とらいあんぐる



◇特集

「第2次えびの市男女共同参画基本計画」(概要)

◇平成26年度事業から

◇地域推進員紹介

◇「つ・ぶ・や・き」あれこれ

◇女性相談所から

◇お知らせ

2015.3 VOL.10

市では、平成16年度に策定した「えびの市男女共同参画プラン」に基づき、この10年間、様々な取組を進めてきましたが、同プランの成果と課題を踏まえ、「第2次えびの市男女共同参画基本計画」(平成26年度～平成30年度)を策定し、実現に向けて各分野で取り組んでいるところです。

計画の概要をお知らせしますが、男女共同参画社会の実現のために、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、計画全体は市のホームページからもご覧になります。行政・市政→男女共同参画→第2次えびの市男女共同参画基本計画と進んでください。

## 第2次えびの市男女共同参画基本計画(概要)

### 基本理念

- 1 すべての人の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣習についての配慮
- 3 政策・方針の立案及び決定等への共同参画
- 4 社会のあらゆる分野での教育及び学習機会の確保
- 5 性の尊重に基づく健康への配慮
- 6 国際理解及び国際協力

### 基本目標

- 一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる人づくり
- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方が選択できる環境づくり
- 男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ豊かで活力ある地域づくり

### 内 容

基本目標を達成するために、男女共同参画の視点から市として取り組む施策を掲げています。

### 男女共同参画社会づくりに向けての意識の醸成

男女の地位について、社会の様々な分野で男性が優遇されていると感じている人が依然として多く、「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」という考え方方に代表される固定的な性別役割分担意識が人々の中に根強く残っています。このような意識や不平等感を解消し、個人が自分らしく生きられるよう啓発を進めます。

#### 施策

- 広報啓発の推進 ● 学習会等の開催
- 地域コミュニティ活動の支援
- 市職員を対象とした研修
- 固定的性別役割分担意識に基づいた慣習・慣行の見直しのための啓発

### 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

人は、その成長過程において周囲の様々な影響を受け成長します。

家族や教育・学習に携わる人の男女共同参画意識が、無意識のうちに子どもの意識に影響を及ぼすことが考えられるため、あらゆる教育の場での啓発が必要です。また、性別にとらわれず、子どもの自立の意識を育み、個性や能力を尊重する教育が期待されています。

#### 施策

- 人権教育の推進 ● 教職員の研修 ● キャリア教育の推進
- メディア・リテラシーの向上 ● 発達段階に応じた性教育
- 社会教育関係者の意識啓発 ● 生涯学習の推進
- 家庭教育の推進 ● 女性の生涯にわたる学習機会の充実 など

### 男女の人権を侵害する暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その根絶に向けて、暴力を容認しない社会意識を醸成する必要があります。また、女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアの性・暴力表現への対応として、メディア・リテラシー向上などの取組を進めます。

#### 施策

- 被害者への相談体制の充実
- 子どもに関する相談体制の充実
- セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進
- 性犯罪防止対策の推進 ● 青少年の健全育成の推進
- 有害図書等規制の働きかけ など

### 就労の場における男女共同参画の推進

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものであります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる環境づくりが重要です。また、農林業・商工自営業女性従事者の働きが適正に評価され、能力が発揮できるよう環境整備を進めます。

#### 施策

- 男女雇用機会均等法の周知徹底 ● 就職に関する相談
- 農業関係審議会等における女性参画の推進
- 家族経営協定締結の推進 ● 女性認定農業者の育成
- 農業従事者や女性加工グループへの支援 など

基本計画は、えびの市男女共同参画推進審議会の答申を受けて策定しました。

当時の審議会会長で県男女共同参画センター所長の井戸川紀代子さんに、計画への期待を語っていただきました。

審議会では、男女共同参画の実現に向けてもっとも重要な「性別に関わりなく一人ひとり」の人の尊重について多くの時間を費やしました。えびの市民の一人ひとりが性別や年齢を越え、地域・事業所・行政等さまざまな場面で男女共同参画社会の実現に向けて、これまで以上の取り組みが行われることを期待します。



宮崎県男女共同参画センター所長  
井戸川 紀代子さん

## 仕事と生活の調和を図るための環境づくり

市民意識やライフスタイルの変化に加え、少子高齢化が課題となっている現在、仕事と生活の調和の推進は、企業や経済社会が活性化するだけでなく健康や個人生活の充実のために重要です。男女が共に働き方を見直し、個人それぞれの多様な価値観に基づいた生活ができるよう仕事と育児・介護の両立が可能となる環境整備が必要です。

### 施策

- 仕事と生活の調和の普及・促進
- 企業等での積極的改善措置の広報 ● 男性のための料理教室
- 特別保育サービスの充実 ● 放課後児童クラブの充実
- 地域子育て支援センターの充実
- 地域包括支援センター事業の充実 など

## 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。心身の健康について正確な知識・情報を得て健康づくりができるよう健康教育などの取組を進めます。

### 施策

- 健康教育 ● 健康相談 ● こころの健康
- 性と生殖に関する健康と権利
- 妊婦健康診査費用の助成
- 特定不妊治療費の助成 など

## 生活上の困難や課題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が安心して暮らせる社会を実現するためには、男女の生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな施策を行う必要があります。また、生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭等の支援とともに、複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、人権尊重の観点から配慮し、誰もが安心して暮らせる環境整備が必要です。

### 施策

- 国民年金制度の普及啓発と相談事業の実施 ● 高齢者の社会参画の促進 ● 障害者への生活支援
- 消費者保護対策 ● 外国人居住者などへの支援 ● ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実 など

## 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

私たちの生活に関する方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。これまで、政策・方針決定過程は男性を中心としていましたが、男女が対等な社会の構成員として、多様な意見が反映されるよう、あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

### 施策

- 審議会等への女性の登用促進
- 審議会等公募委員候補者の登録
- 議会と各種団体等との懇話会
- 各種団体への女性参画の働きかけ
- 市民参画制度の推進
- 事務分担における男女平等の推進
- 女性の人材発掘と情報収集
- 女性の学習グループの支援 など

## 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

地域では、高齢化や過疎化の進行等により様々な変化が生じ、男女が共に役割を担わなければ立ち行かない状況となっています。また、東日本大震災などの災害経験から、地域コミュニティの重要性が再認識されています。多様な視点や知恵の活用により、持続可能な活力ある地域づくりを進めます。

### 施策

- 地域活動の拠点整備
- 多様な市民公益活動の支援
- 市民活動の拠点整備
- 地域防災計画の推進
- 地域における防災意識の向上
- 消防団の充実 など

# ☆平成26年度の事業から☆

## 「男女共同参画週間」啓発活動(6/23)

男女共同参画週間事業の一環として、地域推進員の皆さんと道の駅えびので啓発グッズを配布したほか、市役所2階ロビーでもパネルの展示や情報誌・パンフレットなどを配布しました。

国は、男女共同参画社会基本法が公布・施行された平成11年6月23日を記念し、この日から29日までを「男女共同参画週間」としています。



## \*\*\*\*\* メディア・リテラシー講座(7/31) \*\*\*\*\*



テレビや雑誌、インターネット等のメディアから流れてくる情報を、人権や男女共同参画の視点から正しく読み説く「力」をつけることを目的に、市内の中学1年生を対象に「メディア・リテラシー」の講座を実施しています。(写真は加久藤中学校)

講師でワークショップデザイナーの高崎恵さんは、「メディアを読み解くことで、性別に関わらない一人ひとりの豊かな私を築いていきたいですね」というコメントを寄せてくださいました。

## 男女共同参画セミナー(10/11・10/18・10/25)

私たちが生活している地域・コミュニティには、多様な人がいて、多様な暮らし方が営まれています。そんな地域の中でおだやかに、やさしく、ゆたかに人とつながっていくための「知恵」と「知識」と「力」を男女共同参画の視点から考えるセミナー「男女共同参画によるコミュニティデザインへのアプローチ」を開催しました。この事業は、昨年に続き、きさらぎ会に委託し、企画・運営にあたっていただきました。



講師のたもつ ゆかりさん(左)と高崎 恵さん(右)

## 人権啓発・男女共同参画フォーラム(11/1)

文化センターホールで中央大学教授の広岡守穂さんを講師にお招きして「子育て 自分育て 孫育て～新しい家族の関係を考える～」と題して講演をしていただきました。このフォーラムは、「にしもろ定住自立圏共生ビジョン連携」事業の一環として西諸全体の取り組みとし、講演のほかに川柳・標語の表彰と、えびの市女性相談所の活動報告も行いました。

「家族というもっとも身近な人間関係は時に葛藤や擦れ違いを生んでしまうけれど、それ以上に自分自身を人として成長させてくれた」と話される広岡先生のお話に会場は暖かい雰囲気に包まれていました。



## \*\*\*\*\* 「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動(11/12~25) \*\*\*\*\*



内閣府は、毎年11月12日から25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として全国一斉に相談窓口を設置するなど、暴力の根絶と被害者の支援・救済にあたっています。

運動期間中は市役所2階ロビーや15日から16日にかけて開催された産業文化祭の会場で啓発パネルの展示や、チラシや啓発グッズ等を配布し、DVに対する正しい理解をお願いしました。

## 職員研修(11/21)…DVを正しく理解する

住民の方々と直接接する市の職員にとって、DVを正しく理解し、被害者支援のための制度や政策を知っておくことは大変重要です。

被害者にとって安心・安全な場所であるべきはずの市役所内で、決して二次被害を起こすことなく、「人権」の視点で一人ひとりに向き合うことを再認識した研修会でした。

講師には久留米市男女平等推進センター相談コーディネーターの石本宗子さんにおいていただきました。



## 地域推進員紹介

男女共同参画社会づくりについては、国や県、市町村、各種団体、学校、企業などでさまざまな取組みを進めてきていますが、実現にはまだ至っていません。

その原因のひとつには、「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習などがまだまだ残っていることがあげられます。このような意識や慣習を改めていくには、地域に住む一人ひとりがその問題点を正しく理解し、意識を変えていくことが重要です。

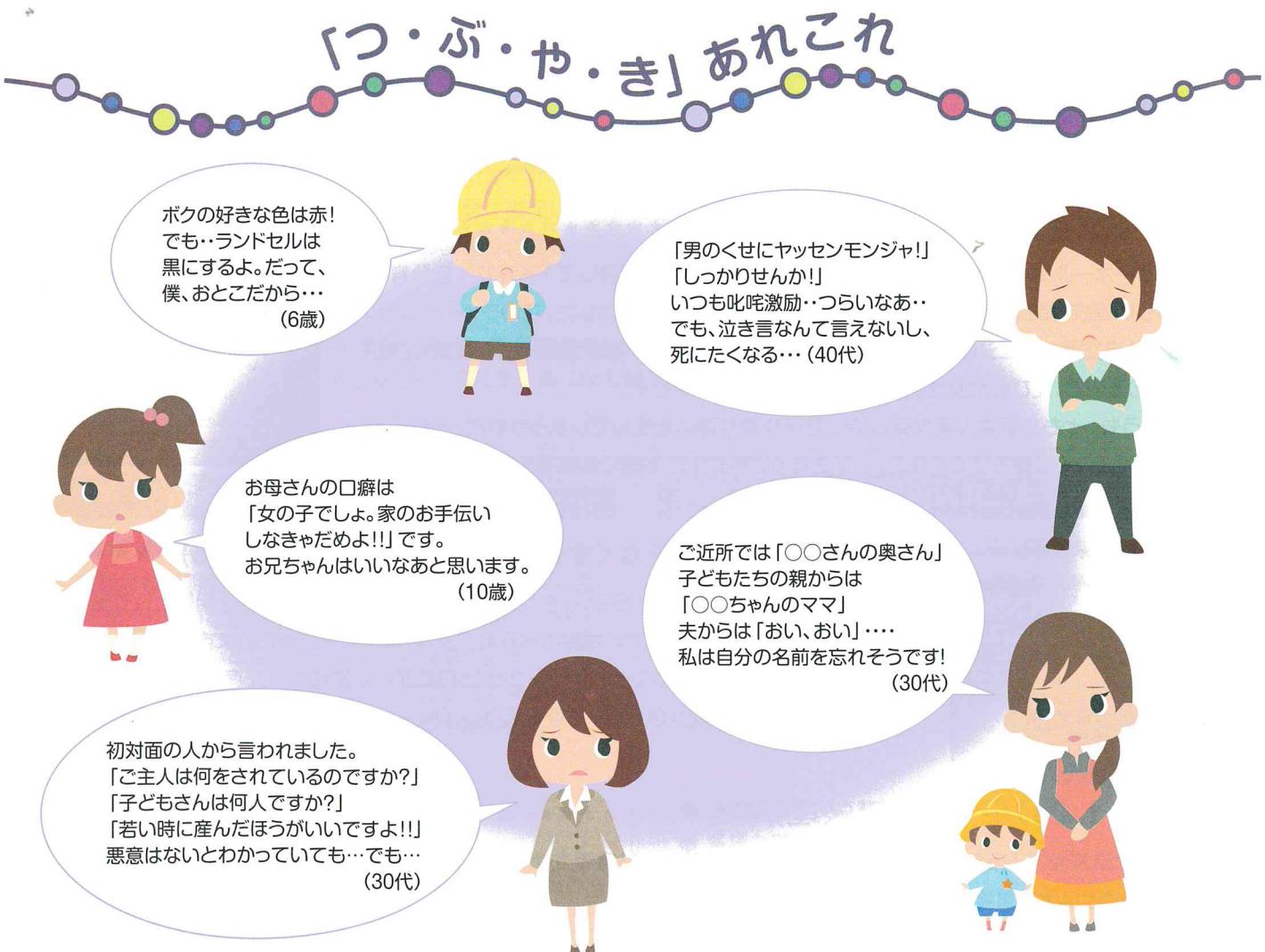
そのため、宮崎県では、平成25年度から、地域において男女共同参画の普及・啓発や、男女共同参画の視点に立った地域活動に取り組む「男女共同参画地域推進員」を設置しています。

推進員の主な活動は、男女共同参画の推進に関する普及・啓発、県や市町村が行う男女共同参画施策への支援・協力、地域への目配り・困っている人への支援、男女共同参画の視点に立った地域活動の推進などです。

えびの市では現在4人が知事の委嘱を受けて活動されています。小さな集まりの場でもかまいませんので、市民のみなさん、どうぞお気軽に声をかけてください。



左から、栗坂三枝子・郡山優子・盛永ちづ子・佐藤以津子（敬称略）



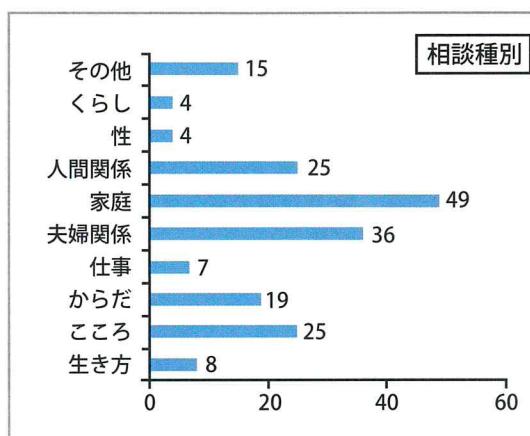
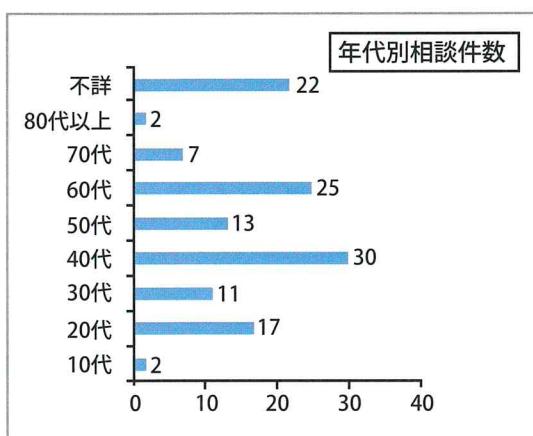
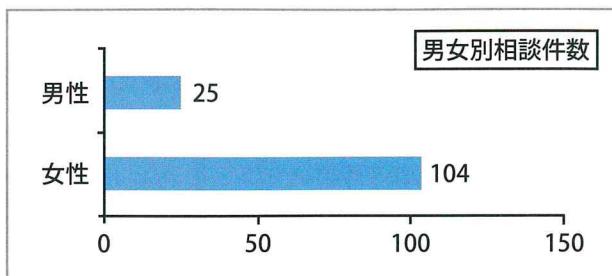
こんなつぶやき、いったいどこから生まれてくるのでしょうか？？？

「男だからこうあるべき」「女はこうあるべき」……「性別」でひとくくりにするのではなく、一人ひとりが『私らしく』ありたいものです。

## 女性相談所から

平成26年度の相談は、今年1月末現在で129件です。

年代別には40代が最も多く、60代、20代の順となっています。相談の内容は、家庭問題が全体の3割近くを占め、夫婦関係、人間関係、こころの問題と続いている。夫婦関係のうち、DV（配偶者からの暴力）は8件です。



【電話相談】 0984-35-0152 0120-123-693

【面接相談】 事前の予約が必要です。

【相談時間】 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

## 出前講座のご案内

市では、地域・団体・事業所・学校等への出前講座を行っています。

「男女共同参画について」「セクシュアル・ハラスメント」「DV／デートDV」「人権について」など、担当職員及び地域推進員がわかりやすくお話ししますので、どうぞご活用ください。

## 男女共同参画の担当課が変わります！

男女共同参画行政はこれまで市民協働課が担当していましたが、4月から総務課人権啓発室に変わります。引き続き、ご協力・ご支援をお願いいたします。

編集 えびの市市民協働課／男女共同参画推進グループ **きさらぎ会**  
発行 えびの市市民協働課  
住所 えびの市大字栗下1292番地  
TEL 0984-35-1111 FAX 0984-35-0401  
電子メール kyodo@city.ebino.lg.jp